

# 公益財団法人電磁応用研究所 特定費用準備資金取扱規程（案）

## （目的）

第1条 この規程は、公益財団法人電磁応用研究所（以下「この法人」という。）の有する特定費用準備資金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （設置）

第2条 この法人は、特定資産として、施設建替え準備資金と研究奨励準備金を設けることができる。

2 施設建替え準備資金は、この法人の所有する研究所施設建物が帰属する集合住宅の建替え計画に対して、この法人の基本財産である建物の累積減価償却程度の建替え費用に充当するための積立金であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第18条第1項に規定する特定費用準備資金とする。

3 研究奨励準備金は先駆的な研究の着想支援の費用に充当するための積立金であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第18条第1項に規定する特定費用準備資金とする。

## （積立）

第3条 特定費用準備資金には、理事会の決議を受けた金額を積み立てる。

2 積立の期間は理事会の決議によって定める。またこの期間を超えて積立を継続する場合には理事会の承認を得るものとする。

## （施設建替え準備資金の取扱い）

第4条 施設建替え準備資金の積立限度額は、施設建物の累積減価償却費を目安として、理事会にて承認された見積額とする。

2 施設建替え準備資金の積立金は、建替え従後の資産価値として評価される。

## （研究奨励準備金の取扱い）

第5条 研究奨励準備金は先駆的な研究の着想支援に対する研究奨励助成金（以下、「助成金」という。）に充当する。

2 助成金の交付は、この法人の行う公益事業または収益事業に寄与する研究テーマを対象とする。

3 助成金の交付にあたっては、研究テーマ及び研究計画について、理事会において精査し、助成の可否を決めるものとする。

4 助成金の交付は、原則として、研究テーマ1件につき百万円を限度として行われる。

5 助成金の交付にあたっては、助成を受ける個人または団体とこの法人との間に、別途定める契約書を交わす。

(運用)

第6条 特定費用準備資金の運用対象は、次のとおりとする。

- (1) 国債、地方債及び政府保証債
- (2) 金融機関への預貯金
- (3) 貸付信託、金銭信託及び公社債投資信託
- (4) 外国債
- (5) 東京証券取引所第一部上場の株式及び投資信託

2 前項第5号で運用する場合には、その発行体の格付けについては、いずれかの格付機関から投資適格とされるものであることを原則とする。

3 特定費用準備資金は、他の資金と明確に区分して運用しなければならない。

(運用益)

第7条 特定費用準備資金から生ずる運用益については、公益事業に使用し、又は当該資金に積立てるものとする。

(取崩)

第8条 特定費用準備資金のうち、施設建替え準備金は施設建物の建替え工事費に充当する場合を除いて、また研究奨励準備金は研究課題の着手支援費用に充当する場合を除いて、取り崩すことができない。

2 前項の規定にかかわらず、この法人の公益事業の遂行上やむを得ない場合には、理事会の決議により、特定費用準備資金の全部又は一部を取り崩すことができる。

(備置)

第9条 この規程及びその写しは、当該特定費用準備資金を支出した事業年度終了の日まで、それぞれこの法人の主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、法令の定める手順に従い閲覧の用に供するものとする。

(改廃)

第10条 本規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

(附則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。